

第2章 「機械工業振興臨時措置法」の成立のプロセスと制度能力

著者	松島 茂
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	経済協力シリーズ
シリーズ番号	206
雑誌名	国家の制度能力と産業政策
ページ	39-68
発行年	2004
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00013979

第2章

「機械工業振興臨時措置法」の成立のプロセスと制度能力

松島 茂

はじめに

戦後日本の高度成長期までの産業政策の特徴は sectoral industrial policy (Wade [1990]), すなわち「特定の産業に政府がインセンティブを与えてその産業のスタートアップを図るか、発展のスピードを速める政策」(橋本 [2001]) であった。その代表例が1956年に成立した機械工業振興臨時措置法(以下「機振法」と記す)である。当初は5年間の臨時法として立法されたが、1961年および1966年にそれぞれ5年間の延長が行われた。その後、機振法の政策内容は多少の変更を伴いながら1971年に特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法、1978年に特定機械情報産業振興臨時措置法に引き継がれたが、1985年の同法の廃止によって機振法の系譜に連なる政策は消滅した。1985年は円・ドルの交換レートがプラザ合意によって大幅に円高にシフトした年であるが、この時期に戦後日本経済の発展期の象徴である政策が消滅したことは興味深い一致といえよう。

近年、機振法に関する研究は活発に行われるようになった。その効果についての評価は、一定程度の効果があったと認めるものから全く効果がなかったとするものまで様々である。前者の立場をとる尾高 [1996] は、「機振法の施行を契機に、技術力の向上と経済性の実現とを目標とする秩序ある企業間競争 (orderly competition) の枠組みが形成された。……その結果、資金

の流れに対する (de facto の) 方向付け, 技術ならびに市場情報の交換による不確実性の減退 (したがってリスクの低減) が実現した」とする。また, 橋本 [2001] は, 「機振法の立法意図は必ずしも実現しなかった」としつつも「〔機振法の一引用者〕特定業種に指定されたことによって, その産業の経営者が自らの事業の将来に展望を感じとったという面がある。ガーシェンクロンの用語を使えば, faith が成立し, 経営者をエンカレッジする (勇気づける) 効果である」として, 一定の評価を与えている。

これに対して, 後者の立場をとる三輪 [1998] は, 「第1次から第3次におよぶ機振法に基づく政策の実質的内容は, 日本開発銀行および中小企業金融公庫を通じる政策融資以外にはほとんど見るべきものがなく, 政策融資もその規模および配分方法からみてそれが存在しなかった場合に実現したと予想される状態から現実を大きく乖離させなかったという意味で顕著な政策効果を持たなかった。……かりに政府が明確な意思を持ち, 目的に照らして最善の結果が得られるように政策を実行するとしても, 政策が行われなかった場合と比べて大きく異なる状況を実現できるための条件を備えていない」とする。

政策の評価に関する筆者の立場⁽¹⁾は, 次のとおりである。機振法に代表される戦後日本の産業政策の特徴は戦略的意図をもったシグナルの発出であった。企業は, このシグナルを環境の一部と受け止めたうえで戦略的に行動した。この結果生じたパフォーマンスで政策の効果は判断されるべきであると考え。したがって, 政策の評価のためには, 政策の需要サイドである企業の戦略的行動についての分析が必要であるが, 限られた紙幅のなかでこの点についての十分な議論を展開することは困難である。本章では, 政策の評価についての議論を深める前提として, その政策がどのように形成されたかをたどることによって機振法の戦略性を明らかにすることとしたい。機振法の立案および執行に当たった人物に対するオーラル・ヒストリーの記録⁽²⁾を用いて, 機振法成立のプロセス⁽³⁾について光を当てるとともにこれに関わる制度能力についての検討を行うこととする。

第1節 通商産業省の組織と政策立案

1. 原局体制

特定の業種に着目してその振興を図るという内容の政策は、通商産業省の「原局体制」という組織の編成のあり方と密接に関連していた。政策立案過程の分析に入る前に、機振法の立案に関係した通商産業省の組織について概観しておこう。

通商産業省設置法の条文に「①物資の輸出・輸入の増進，改善及び調整。②物資の生産・流通・消費の増進，改善及び調整。③所掌に係る事業の発達，改善及び調整」を担当するとされている局がいわゆる「物資別原局」である。サンフランシスコ講和条約発効後の1952年8月に通商産業省は大規模な組織改正が行われたが、本省の内部部局は大臣官房および通商局，企業局，重工業局，軽工業局，繊維局，鉱山局，石炭局，鉱山保安局，公益事業局の9局によって構成されていた。このうち，重工業局，軽工業局および繊維局の3局が物資別原局であった。一つの物資については一つの部局が責任をもって行政にあたるという物資別原局制は，戦時経済下の1939年以降の商工省・通商産業省の特色であった。戦時下の物動体制および戦後混乱期の統制経済のための組織編成の原理が，昭和30年代にはまだ残っていたのである。

機械工業は重工業局の担当する産業の一部であったが，機振法の成立した1956年の時点における重工業局の内部構成は重工業課，重工業輸出課，鉄鋼業務課，製鉄課，産業機械課，鋳鍛造品課，電機通信機課，自動車課，計量課，航空機武器課，車両管理官の10課1官体制であった。このうち，重工業課は重工業局の業務の総括を担当する課であり，重工業局全体に関わる政策の企画立案を担当していた。また，機振法の対象とされた物資のうち，工作機械，試験機，切削工具，軸受，ねじ，歯車，ミシン部品，時計部品など最も多くの物資を所掌していたのは，産業機械課であった。次に多かったのが

金型、鍛圧機械、強靱鋳鉄、ダイカスト、粉末冶金を所掌する鋳鍛造品課であり、自動車課は自動車部品のみを所掌するにすぎなかった。これらを物資別原課と呼んでいた。重工業局の所掌する鉄鋼、機械器具などのすべての物資は、局内のいずれかの物資別原課によって担当されることになっていたが、どのような原課の編成にし、どの原課がどの物資を所掌するかはそれぞれの産業の行政需要を反映して決められていた。

課の人員構成は、だいたい10人から20人であった。国家公務員試験上級の資格を有する文科系の大学卒の職員がキャリア事務官、同じく理系の大学(院)卒の職員がキャリア技官、それら以外の職員がノンキャリアである。それぞれの課は、キャリア事務官、キャリア技官およびノンキャリアの職員によって構成されていた。一般的にはキャリア事務官は2年間ないし3年間のインターバルで局をまたがって異動していた。様々な行政分野でどのような政策手段が用いられているかについて幅広い知識をもち、それを政策立案に活かすことが期待されていた。これに対して、キャリア技官およびノンキャリアの職員は、専門分野をもち、ひとつの課に5年を超えて在籍するとか重工業課と産業機械課というように同一の局内で異動するというケースも多かった。専門分野についての深い技術的知識の蓄積と担当する産業界(業界団体とそこに所属する企業)との密接な接触を通じて、その産業の状況や事情を把握することが期待されていた。重要な産業や課題を担当する課には他の課よりも多くのキャリアの事務官または技官が配置された。ちなみに機振法が施行された直後の1956年11月の時点では、重工業課には5人のキャリア事務官と5人のキャリア技官、産業機械課には3人のキャリア事務官と3人のキャリア技官、鋳鍛造品課には1人のキャリア技官、自動車車両課には2人のキャリア事務官と1人のキャリア技官が在籍していた。

以上に述べたような物資別原局の編成原理と人事システムの組み合わせが機振法のような sectoral industrial policy⁽⁴⁾を生み出すための情報収集能力と政策立案能力をこの時期の通商産業省がもつに至った原因のひとつと考えてよいであろう。

2. 通商産業省の政策立案過程

通商産業省の政策立案は、次の年度の予算、財政投融资、税制について財政当局に対してどのような要求を行っていくかという点を中心に行われる。4月頃からそれぞれの課で新しい政策の原案が検討され、それが局内の検討を経て、5月または6月に大臣官房で行われる「新政策」検討の場で討議される。これで大まかな方針について合意が得られたものが、さらに具体的な細目の検討を経て8月末の財政当局への要求となっていく。この際、複数の部局にまたがる政策は、それらを総括する部局で企画・調整が行われる。9月から財政当局との折衝が開始されるが、これが決着するのは12月末の予算編成時である。その予算原案に盛り込まれた事項のうちで、実施するためには法律を必要とするものは原則として2月中に法律案を作成して、国会に提出しなければならない。

機振法もあるいはそれに先行して検討された機械工業振興事業団構想も、後で述べるように、当初から重工業局の複数の原課にまたがる産業を対象として考えていた。したがって、総括課である重工業課が担当となる。そのなかでも具体的に立案事務を担当したのは、企業班長の森口八郎氏（入省7年目のキャリア事務官）である。彼が中心になって、産業機械課、鋳鍛造品課、自動車課の担当官と協議をしながら政策の立案を進めていった。しかし、限られた財政状況のなかで、それぞれの課から新しい政策が提案される。重工業局の所掌分野には鉄鋼と機械の2分野があり、しかも機械のなかには自動車のような完成機械部門と機械部品・工作機械のような基礎機械部門もある。それぞれの分野から新しい政策の提案があった場合にどれを優先させるかというのは、政策提案の中身の競争であった。したがって、自らが必要と考える政策を実現するためには、まず政策を必要とする実態は何か、それを解決するために妥当な政策となっているかについて、論理的、説得的な説明ができることが必要であった。産業機械課、鋳鍛造品課は、それぞれの課と関係

する業界団体とが密接に連絡をとりあって、必要な調査、ヒヤリングを行ってその結果を森口氏にレポートしていた。しかし、官房の新政策ヒヤリング前の段階では、機械工業振興事業団構想について重工業局が一丸となって、この政策を推進するということにはなっていなかったようである。森口氏は、当時の重工業局内の雰囲気をおおむね次のように語っている。

「私が重工業課にいましたのは、昭和29年6月15日から31年7月1日までであります。私はその前は鉱山保安局におりました。鉱山保安行政をやっております、機械行政は全くの素人であります。……私は、全くの素人でありますから、先輩事務官の残してくれた資料をいろいろ読んだわけです。私の着任いたします前に、先輩の事務官諸公が、機械を担当している人としては機械工業が日本の将来を担う産業となりうる素地を持っているという信念のもとに、機械工業を振興するためにはどのような方法があるだろうかということで、いろいろ模索しているような形跡が、残してくれた資料から看取されたわけです。……戦後、有沢先生が傾斜生産方式ということをお唱えられまして、……私の着任した当時も、やはり基幹工業の育成・発展のほうが先ではないかというような感じが重工業局全体にもありましたし、通産省の中にもあったわけです。したがって、局内の体制から言いますと、どうしても鉄鋼業のほうに関心が向きがちでありまして、首席事務官は鉄鋼、次席事務官は機械というような配置は、やはりそのことを示しているのではないかと思うわけです。」

重工業局内では森口氏が重工業課に着任する以前から機械工業の振興政策の検討は行われていた。昭和29年度の予算要求には、重要機械工業設備更新補助金制度の創設が盛り込まれていた。これは、「機械工業において占める重要性にかかわらず『暗い谷間』のように地味な業界」（住野 [1953]）である金属工作機械製造業、動力伝達装置製造業（歯車、チェーン、変速機）、自動車および建設機械部品製造業など20業種の問題を設備の老朽化にあると捉えて、この20業種⁵⁾に属する約240企業（従業員規模300～1000人程度の工場を

念頭においている) に対して3年計画でその設備を更新せしめるべく補助金を交付しようという制度であった。この補助金制度は財政当局との折衝の結果実現にはいたらなかったが、機械工業の基礎的生産財生産部門、共通部品生産部門、輸出機械工業の部品生産部門から対象業種をピックアップして設備の近代化を図るという考え方は、昭和30年の「新政策」の検討過程で森口氏が官房ヒヤリングに持ち出した「機械工業振興事業団構想」に引き継がれていると考えてよいであろう。

ともあれ、この構想が、「新政策」の検討のプロセスにおいて政策の優先順位を決める大臣官房の強いサポートを得たことによって、同構想の実現を目指す重工業局内の方針が固まった。この間の経緯を森口氏は、次のように語っている。

「30年の新政策をどうするかということで、企画室のほうのヒヤリングがありまして、その席上、機械工業について振興策を講じたい、ついでには、……機械工業振興事業団をつくりたいということで官房企画室に説明いたしましたわけであります。当時の官房企画室は、今は故人になられましたけれども、三宅〔幸夫―引用者〕さんという方が首席事務官をしております、彼が何よりも機械工業振興事業団の考え方のサポーターであります。ぜひこれはやってくれというようにきつく言われまして、企画室のほうから強いサポートがあるということで、重工業局の内部も、やろうということになりました。」

この構想に対する産業界側の反応は、どうだったであろうか。森口氏は、まず、日本機械工業連合会の会長であった日立製作所社長の倉田主税氏を訪問して、同構想の説明を行って成立に向けての協力を仰いでいる。

「倉田さんは『あなたの考え方は承りました。これは主として中小企業を対象としているもので、日立製作所としては何らメリットを受ける法案ではありません。……〔しかし―引用者〕機械工業がよくなることはやは

り日立製作所にも利益があることでありますから、別に我々のほうが直接利益を受けなくても、本法案の成立については日立としては全面的に協力します。』ということで、ご協力をいただいたわけであります。』

このエピソードは、同構想が必ずしも産業界の発意によるものではなく、通商産業省からのイニシアティブによって検討がスタートしたことを示している。なお、倉田主税氏は昭和30年11月から31年2月にかけて開催され、機械工業振興事業団構想および機振法案について審議した産業合理化審議会機械部会の部会長および機振法の成立後にその運用を審議するために設置された機械工業審議会の会長を務めている。

第2節 機械工業振興事業団構想とその挫折

1. 機械工業振興事業団構想

この構想は、全額政府出資の特殊法人として「機械工業振興事業団」を設立して、(1)近代化のための機械設備の貸付、(2)旧式の機械設備の譲渡のあっせんならびに購入および屑化、(3)機械設備の国産化のための業務を行うというものであった。このうち、もっとも重要なものは(1)であるが、これは次のようなことが想定されていた。すなわち、通商産業省が機械工業振興審議会に諮って、機種別の合理化計画を策定して、これを事業団に指示すると、事業団はこれを基礎として、企業者から機械貸与申請を受けて設備近代化のための設備貸与を行う。その際の貸付の条件は、期間最高10年、貸付料は貸付機械設備の総額とこれに伴う年6分の金利相当額の合計額とする。また、この貸付業務の対象業種としては、機械工業のうち、次の三つのカテゴリー、18業種が想定されていた。

・ 共通部品部門——歯車、強靱鋳鉄、ダイカスト、粉末冶金、ねじ。

- ・輸出完成機械の部品部門——ミシン部品，双眼鏡部品，時計部品，自動車部品，電機通信機械部品。
- ・基礎機械部門——工作機械，電気溶接機，電動工具，機械工具，金型，試験器，測定器，油圧ポンプ。

上記(1)は金融機能であるが，通常の融資とは異なる機械設備の現物を貸し付けるというやり方が考えられている。これに加えて，(2)および(3)の機能をも併せ持った機械工業の構造政策の担い手としての機能をも持たせようとしたところにこの構想の特色がある。上記の18業種は，機械工業の基礎的な部門であるにもかかわらず中小規模の事業者が老朽化した設備で生産性の低い状況にあった。このような機械工業の現状を打破して画期的な強化と体質改善を図るためには，機械設備の貸付という手法のみでは有効な政策とはなりえないと当時の政策担当者が認識していたと推測される。そのために，機械工業振興事業団が現物投資によりスクラップ・アンド・ビルドを強力に促進するということが必要だったのである。

2. 検討と折衝のプロセス

省内で方針が固まると，次に省外との折衝と審議会での検討のプロセスが始まる。省外の折衝とは，第1に予算措置についての大蔵省との折衝であり，第2に与党の了解をとるためのプロセスである。大蔵省との折衝は，9月の初めに各省庁から予算原案を提出するところから始まり，通常は年末に行われる次年度予算の大蔵原案の閣議決定をもって終わる。この間に，各省庁は必要に応じて審議会における検討のプロセスを行う。

「機械工業振興事業団の構想」は，機械工業振興対策とともに，通商産業大臣の諮問機関である産業合理化審議会に対して諮問された。同審議会の機械部会において，昭和30年11月以降7回にわたって審議が重ねられたが，昭和30年12月19日の第4回機械部会において同部会として「機械工業振興事業団の設置に関する決議」が行われている。同部会の構成メンバーは，関係業

界代表11名を含み学識経験者7名、関係省庁代表5名の合計23名であった。年末の予算の最終査定を直前に控えたこの時期に決議を行うことは、関係業界の合意が得られているシグナルを大蔵省および与党に送る意味がある。

しかし、事態は意外な方向に展開して、与党・自由民主党の政務調査会で機械工業振興事業団の設置が否決されてしまったのである。森口氏は、この間の事情を次のように語っている。

「国会対策は非常な成功をおさめまして、党をあげて機械工業振興事業団の設立に協力するということが、一応商工部会等で決まったわけでありませう。ただし、決まったときに暗雲が出てきまして、公団・事業団の新設等は原則としては抑制するという当時の方針が出ましたために、建設省のほうから、これは1年後に成立したのですが、多目的ダム特別会計法案がでていまして、それがさっきの公団・事業団等の新設抑制方針にひっかかって、だめになったわけでありませう。自民党の政調会にかかりましたときに、なぜ機械工業振興事業団がよくて多目的ダム特別会計が悪いのだというので、特に建設関係の議員から強いクレームが出たわけでありませう。そこで、一夜にしてひっくり返りまして、機械工業振興事業団はだめということになってしまったわけです。」

もちろん、機械工業振興事業団構想が挫折したのは、単純に政治的決着という面だけではない。大蔵省との予算折衝においてもいくつかの問題点が指摘されていた⁶⁾。すなわち、特殊法人の新設になるという点、現行金融制度の活用によっても同一目的が達せられるのではないかという点、同構想の措置があまりにも優遇しすぎることになるのではないかという点、および事業団の貸付が放漫にならないかという点である。このような大蔵折衝の雰囲気微妙に政治にも伝わり、これらが連動して上記の結果になったと理解すべきであろう。

第3節 機振法への転換

1. 機振法の枠組みと法律事項

機械工業振興事業団構想が頓挫した後、省内は事後の方針をめぐって混乱が生じたようである。これを収束したのは当時の平井富三郎事務次官のイニシアティブであったと森口氏は語る。

「次官から、機械工業振興事業団がだめになったからということで、機械立法をやめるといふふうに言っている人がいるけれども、とんでもない心得違いである。やっぱり機械業界を一つにまとめるというために、振興法をだしてやるということが大事なので、極端なことを言えば、内容はどうでもいいので、機械工業振興をやるという目的を明確にした法案を出すことが大事ではないかといって叱られました。」

この平井事務次官の指示を受けて、森口氏は再び法案作成作業に着手する。問題は、どのような形式の法律にするか、また法律事項は何にするかについて短時間のうちに結論をださなければならなかった。森口氏は、これらの点について次のように語る。

「〔法律の形式について—引用者〕当時、石炭工業合理化臨時措置法というのがありまして、……それをみますと、合理化目標ということが示されておりまして、やはり機械工業振興事業団法の考え方も業種別合理化にあったわけでありまして、……審議会をつくって、業種別合理化目標をつくって、それに至るためのいろいろな資金手当てと助成手段を考えるということの一つの法律の柱にしたらどうであろうかということをやったわけでありまして。」

「〔法律事項について—引用者〕悪戦苦闘しましていろいろ考えたのですけ

れども、……当時、独禁法の例外の条項があったと思うのです。業界が合理化カルテルを結んでやるという例外条項があったと思うのですが、合理化カルテルは当然独禁法上認められていたのですが、単に分野協定をするというだけではダメなので、分野協定が同時に数量協定を含むような合理化カルテルというものを考えなければ効果がないということで、公取に何遍にもわたって折衝しました。公取のほうは、そんな変なカルテルはない、合理化カルテルというのは数量制限を含む内容は含んでいないということで、だいぶ往來があったのですが、最終的には公正取引委員会のほうに了承してもらって、独禁法の特則ということで、法律の柱をつくったわけがあります。」

以上の発言から、業種別合理化目標を定めてこれに助成手段を連動させるという法律の形式が石炭工業合理化臨時措置法をモデルに導入されたことが分かる。この形式は、これ以降の業種別産業政策に引きつがれている。また、機振法の合理化カルテルが必ずしも行政上の実需に基づいて立案されたわけではなく、法律事項をつくるために導入されたものであることが分かる。この経緯が、機振法の運用において、合理化カルテルがほとんど用いられなかった理由のひとつであると考えられる。

2. 日本開発銀行による融資

機械工業振興事業団構想の最大のポイントは、事業団自らが行う近代化のための機械設備の貸付であったことは間違いない。しかも、貸付の条件は、期間最高10年、貸付料は貸付機械設備の総額とこれに伴う年6分の金利相当額との合計額という低利であった。これにかわる資金の助成措置については、機振法の条文に政府の資金確保についての努力義務を規定したうえで、日本開発銀行が次の条件で資金を供給することとされた。これによって、事業団構想に比べて、利率が年6分から年6分5厘に上昇したなど、ある程度の後

退した部分もあるが、他の金融制度に比して有利な貸付制度が実現した。

- (1) 昭和31年度の融資限度額は、15億円とすること。
- (2) 利率は年6分5厘とすること。
- (3) 償還期限は個々の企業の内容により決定するが、償還期限10年程度の長期のものをも認めること。
- (4) 機械の代金については、全額貸付も行うこと。
- (5) 担保または保証については、貸付の対象となる機械を徴求する以外は、企業の運営に必要な資金の借入を妨げない限度に徴求するなど条件の緩和をはかること。

ここで注目すべき点は、貸付機関が日本開発銀行になっている点である。当時の政府系金融機関のなかでは、資本金1000万円以上の大企業が日本開発銀行、それ以下の規模の中小企業が中小企業金融公庫にデマケーションが行われていた。なぜ、機振法の融資機関が日本開発銀行となったのか。この点についての経緯を森口氏は、次のように語っている。

「中小機械工業、特に中小機械基礎工業、中小機械部品工業、中小機械輸出工業を援助するものですから、もともとは中小公庫が融資するのが筋であったわけであります。実は、当時の中小企業庁と交渉して、中小公庫にやってくれないかという交渉をしたわけであります。われわれの要求は、特利の6.5%、期間が10年、担保は持ち込み担保を認めてくれという3つの条件で持って行ったわけですが、中小企業庁のほうから、一時的には断られたわけであります。というのは、中小公庫は開銀と違ひまして政府出資が少ないものですから、当時の財投金利がわりあい高かったのです。主として、財投金利を財源にして融資しておりましたので、6.5%という特利をやるのは相当勇気が要ったので、断ったのであります。

ところが、当時、企業局産業資金課長をしておられた川出さんが、『ちょっと来てくれ』というので行きましたら、『日本開発銀行が機械工業融資ということについて非常に関心を持っているが、開銀融資じゃいかん

か』と聞くわけです。『それは、6.5%の金利で貸していただけるなら開銀でも結構ですけれども、ほかにいろいろな要求もあります』と言ったら、『開銀はいかなる要求であっても応援して、大蔵省を我々のほうから通しますと言っている。それでもおまえは断るのか』というのです。『しかし、開銀さんは中小企業に融資するなんてあんまりやったことないし、また、官僚的にいたけだかにやられたら、中小企業の連中は行けないんじゃないんですか』と言ったのですが、『それは開銀のほうも気を付けるというからいいじゃないか』というので、……開銀さんに全部お任せしたわけです。最終的には、私は大蔵省の理財局の資金課へ行きましてやりましたけれども、ほとんど開銀のほうでセットされていて、無担保融資を認めるということは大蔵省のほうも同意してくれました。これは非常に大きな問題で、それから政府機関融資は全部持ち込み担保に変わったということです。政府機関といえども、〔昭和一引用者〕20年代は全部有担保融資だったので。』

では、なぜ日本開発銀行は機械工業融資に熱心であったのか。森口氏の解釈は、次のとおりである。

「そのときまでは、開銀は電力に相当貸していたのです。……その貸付先が〔昭和一引用者〕30年ごろからちょっと減りだしたのです。鉄鋼業はあったのです。開銀の中でも、将来、産業面で見たら、鉄の次はどうすべきかをやらなければいかん、これを逃してはいかんという思想があったのでしょうね。だから、積極的にむしろ向こうのほうからアプローチして、ぜひ開銀を使ってくれと言ってきたのです。」

以上のエピソードは、出資金および貸付原資をすべて政府に依存する政府系金融機関であっても、自らの存在意義をどこに置いて、どこに経営資源を集中するかについて戦略的に自己決定するという企業体としての機能を備えていたことを示すものとして興味深い。

3. 中小企業金融公庫による融資

機械工業振興のための必要資金のすべてが、開銀の特利融資の限られた資金量でまかなえるはずはない。それについて森口氏は、次のように語っている。

「〔開銀の一引用者〕資金量に限りがありますから、どうしてもはみ出る人が出てくるわけです。……中小公庫に頼み込みまして、開銀の枠にあぶれたものは中小公庫で、特利ではありませんけれども、面倒を見てもらうことにして、表をつくりまして、中小公庫に送り込みました。……だから、厳密に言うと、開銀融資ばかりじゃなしに、中小公庫融資も入っていると思います。」

これを受けて、中小企業金融公庫も通利（9.6%）であるが直接貸によって機振法に関わる資金供給体制の一翼を担うことになった。なお、昭和36年の第2次機振法の施行にあわせて、中小公庫に特定機械貸付制度（特利）が創設され、機振法に基づく中小企業向けの融資は中小公庫で行うことになった。

第4節 機振法の成立

以上のようなプロセスを経て法案に盛り込むべき内容が固められ、昭和31年2月29日の産業合理化審議会機械部会の第7回会合を経て、法案は同年3月2日に閣議決定された。同法案は、3月6日に国会に上程され、4月20日に参議院本会議で可決、5月29日に衆議院本会議で可決成立した。いずれも全会一致であった。

本法案は、経済自立5カ年計画の趣旨に従って機械工業の設備の近代化、能率の増進、生産技術の向上などを促進し、これにより総合的に機械工業の

振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与しようとするものであり、24条の条文からなっている。その概要は次のとおりである。

① 対象となる機械の選定

通商産業大臣は、機械器具またはその部品のうち、特に性能もしくは品質を改善し、または生産費を低下させる必要がある機械を政令で定める。これを機振法では、「特定機械」と呼んでいる。

② 合理化基本計画の策定

通商産業大臣は、機械工業審議会の意見をきいて、特定機械を製造する事業（これを機振法では、「特定機械工業」と呼んでいる）について、合理化基本計画を定めなければならない。合理化基本計画に定められる事項は、次の4点であった。

- (i) 昭和35年度末における特定機械の性能または品質、生産費その他合理化の目標。
- (ii) 新たに設置すべき設備の種類、資金その他合理化のため必要な設備の設置に関する事項。
- (iii) くず化、転用その他の方法により処理すべき設備の種類、処理の方法その他合理化のため必要な設備の処理に関する事項。
- (iv) その他、生産技術の向上、専門生産体制の確立、規格の統一などの他合理化に関する重要事項。

③ 合理化実施計画の策定

通商産業大臣は、毎年、機械工業審議会の意見をきいて、合理化基本計画の実施を図るため必要な合理化実施計画を定めなければならない。

④ 資金の確保等

合理化基本計画および合理化実施計画の達成のために取るべき主要な措置として、設備の近代化のための「所要資金の確保」、 「合理化カルテル実施のための指示」、 「生産技術向上のための基準の公表」の三つの措置が定められている。

第5節 機振法の運用

1. 運用の概略

第一次機振法は、1956年度から5年間にわたって運用された。その間、対象として政令で定められた機械は、基礎機械、共通部品および輸出機械部品の21機種である。具体的には、以下のとおりである。

- ①基礎機械：工作機械、鍛圧機械、切削工具（研削砥石を含む）、金型、電動工具、風水力機械、電機溶接機、試験機、工業用長さ計、ガス切断機。
- ②共通部品：歯車、ねじ、軸受、バルブ、ダイカスト、強靱铸铁、粉末冶金。
- ③輸出機械部品：自動車部品、ミシン部品、時計部品、鉄道車両部品。

これらの業種に対して5年間で延べ470件、294社に対して、約112億円の開銀資金が特利6.5%での貸付が行われた。これに対して、合理化カルテルの指示、技術基準の公表はほとんど活用されなかった。前者が機械工業振興事業団構想の段階から機械工業の実態についての分析から時間をかけて行われた検討にもとづいていた政策であるのに対して、本章の第3節に明らかのように、機械工業振興事業団構想の挫折から機振法への短期間での方向転換のなかでいわば「法律の形を整える」ために盛り込まれた条項であった。その成立の事情も合理化カルテルおよび技術基準の公表が活用されなかった理由のひとつであると考えてよいであろう。

開銀融資の対象となる企業の選定と融資の実施の手順は、概ね以下のとおりであった。合理化実施計画の要件に該当する企業であって開銀融資を受けようとする企業は、その設備近代化計画を通商産業省の物資別原課（たとえば、自動車部品であれば自動車課。工作機械であれば産業機械課）に提出し、そこで第一次審査を受けることになる。通商産業省においては、その企業の設備近代化計画が合理化基本計画および合理化実施計画に照らして合致するも

のであるかどうかが審査される。すなわち、(1)合理化の目標を達成するために必要な設備投資であるかどうか、(2)基本計画において専門生産体制の確立のために生産分野の画定を必要とされた場合には、その生産分野の構想に合致した設備計画であるかどうか、(3)老朽化、陳腐化設備の廃却について考慮されているかどうかなどの点を中心に審査が行われ、適格の企業およびその設備近代化が開銀に通知される。開銀は、この通知にもとづき、独自の立場において審査を行い、融資の決定が行われた。なお、この審査に関わる通商産業省でのヒヤリングには、担当原課のみならず重工業課および企業局産業資金課（通商産業省に関わる財政投融资計画についての総括を行い、大蔵省との折衝の窓口となっていた）からも参加した。このように複数の関係部局からの参加は、審査プロセスの透明性を高めることにも寄与したと考えられる。

2. 自動車部品産業のケース

特定機械工業としての自動車部品製造業を例にとり、機振法の運用が開始された昭和31年時点で当時の自動車部品産業の現状を物資担当原課である自動車課がどのように認識していたか、開銀融資の前提となった合理化基本計画、合理化実施計画がどのように策定されたかについてみる。

(1) 自動車部品工業の現状

機振法が成立した1956年当時に、物資担当原課である自動車課は自動車部品工業の現状をどのように認識していたのだろうか。機振法の解説書として、法案作成に当たった重工業局の関係者によって編集された通商産業省重工業局編 [1956] によれば以下のとおりである。

「自動車工業は、シャシーメーカー、部品メーカー及び車体メーカーによって構成され、それぞれの責任の協調により自動車が生産されている。

1台の自動車を構成する部品は約5000点からなり、部品メーカーはシャシ

メーカーに対して専門的に部品を供給している。また、1台の自動車シャーシ原価のうち、部品メーカーの供給している購入部品費の占める比率は、45%ないし50%におよんでいる。このように部品工業はシャーシ工業と不可分の関係にあり、自動車工業の発展に不可欠の要素である。

自動車部品工業の規模別企業分布をみると、資本金1000万円以下のメーカーが全体の72%を占めている。1億円をこえるメーカーは20社あるが、大部分は他業種と兼業のものであって、自動車部品の生産がその企業の過半を占めているものは少ない。

設備面においては、全設備台数が45,000台、そのうち工作機械が37.6%、約17,000台に達している。これは、全自動車工業の保有工作機械の約40～50%を部品工業で保有しており、設備の稼働状況は単純平均で80%程度と推測される。問題点としては、①大企業では相当設備更新が進んだが、中規模以下のメーカーの従来の設備更新の内容は多くは中古機械および賠償機械の購入であって、なお陳腐化、老朽化した設備が相当部分を占めていること、②設備構成は依然汎用機が多く、自動化が遅れ、非能率化していること、③試作および治工具制作部門の設備が非常に立ち遅れており、加えて試験装置、検査設備等管理的設備の不活用のため、その生産性を向上し得ない状況にあることが指摘される。

技術面においては、部品メーカーはいずれも中小規模の企業が多いとともにその経営基盤も弱小であるため、技術、人材も得がたくシャーシメーカーの支配を強く受けている。部品メーカーが完全な発展を図る上には、自己の製品に関する限りシャーシメーカーより高度な技術水準を確保する必要がある。

材料面では、わが国の原材料は一般的に割高であり、材料も低位にある。特に部品メーカーは企業が大部分弱小であるため原材料メーカーとの関連も浅く、改善を要する点が多い。

わが国の自動車部品価格は、現在（昭和31年時点—引用者）国際価格より平均60%程度割高とみられ、その生産性は欧米諸国に較べ5分の1以下

と推測される。

生産流通面では、シャシーメーカーが同一部品については数社に発注しており、かつ仕様や設計が多岐にわたっているため、同種の部品メーカーが乱立し、生産単位を細分化し、零細化している。このような生産体制の不合理性のために工数の増嵩および経費の膨張を招来しコスト高の原因ともなっている。」

(2) 合理化基本計画と合理化実施計画

以上のような現状認識を基にして、自動車部品製造業合理化基本計画は機械工業審議会の自動車用部品用品部会における7回の審議を経て昭和31年12月11日の機械工業審議会で決定され、ピストンリング、軸受メタルなど26品目について昭和32年2月19日に告示されている。なお、昭和32年10月には、同様の手続きを経てブレーキシリンダーなど16品目が追加されている。品目の選定に当たっては「いかなる部品は専門部品メーカーにこれをゆだねるのが最も妥当であるか」についての検討が行われ、「自動車部品メーカーで生産することを適当とする部品」として、次のいずれかの条件に該当するものが選定された。すなわち、(1)ほぼ独立した機能をもち、自動車の設計ならびに製造に関して、他の内部機構と一応独立に研究、設計、製造しうるもの（たとえば、気化器、電装品など）、(2)補修用の需要が多く、シャシー・メーカーで生産することが不経済なもの（たとえば、ピストン、ピストンリング、軸受メタルなど）、(3)一般部品と特に異なった原材料、製造設備および方法などを必要とするもの（たとえば、油止め、電線など）である。

合理化基本計画の内容としては、それぞれの品目について合理化の目標、合理化のために必要な設備の設置などの措置などが定められている。たとえば軸受メタルの合理化の目標は、「生産費は、製品の価格について、昭和30年度末における製品の価格に対して、製品の種類毎に20%以上の価格引き下げ達成できるような生産費とすること」、「製品の品質および性能は、昭和35年度末における国際水準の品質および性能とし、特に均一性及び機能につい

て改善すること」とされている。これを実現するための措置としては、新たに金属工作機械（自動旋盤、ターレット旋盤、表面ブローチ盤、心なし研削盤）、成型プレス、試験設備、板状鋳造機、加熱炉の設置などの措置が記載されている。また、設備の設置に要する資金の額は、26品目全体で「3,452百万円およびその付帯工事費に相当する額の合計額」と記載されている。

また、昭和31年度自動車部品製造業合理化実施計画の告示も同日付である。同実施計画に記載されている事項は、「昭和31年度において設置に着手すべき設備の種類および台数（ちなみに軸受メタルについては、金属工作機械：3台、試験検査設備：52台、その他の設備：5台となっている）」、「その設備の設置に要する資金の総額（782百万円およびその付帯工事費の合計額）」および「その設備の設置のため、昭和31年度中に支払いを要する資金の総額（360百万円およびその付帯工事費の合計額）」、「その設備の設置に伴い、くず化し、または転用すべき設備（金属工作機械：60台、それ以外の金属加工機械：35台）、試験検査設備：4台」などである。この実施計画を受けて、開銀融資などが実施されることになる。

このような実施計画は、毎年度策定された。そのために、機振法の融資を希望する自動車部品業界各社の設備投資計画についての詳細なヒヤリングが行われた。この際に、基本計画に規定された価格の引き下げが達成されているかどうかについて、自動車部品業界のみならず、自動車メーカーに対するヒヤリングも行ってチェックしていた。このような両方の業界のクロスチェックが可能であったのは、自動車メーカーと自動車部品メーカーの双方が同一の課で所掌されていたからである。

昭和31年当時の自動車車両課で自動車部品の担当している係長以上の職員は3人だけであった。この体制のもとで基本計画、実施計画はどのように策定されたのであろうか。昭和33年から40年まで自動車課に勤務していた大河原義広氏は、次のように語っている。

「基本計画をつくり出すには、基本計画に参加しようという自動車業界

の必要な部品の各社の合理化計画をとり、それを集めまして部品ごとに分け、その中で一番合理性のあるものを中心に、その部品の基本計画というものをつくるわけです。ですから、基本計画というのはどこの会社のものでもないのです。基本計画に最も合ったような会社に基本計画のことをやらせる、こういう感じになっているわけです。それに非常によく部品業界が乗ってきたということだと思います。……

〔自動車部品の一引用者〕品目は70も100も300もあると思いますが、その中で自動車メーカーがつくる必要がある品目というのがありますね。たとえばシリンダー・ブロックだとかコンロッドだとかいうものはどうも自動車メーカーがつくるべきものではなさそうだというようなことを、部品メーカー、自動車メーカーが集まって決めたものなのです。その中で、こういうものは部品メーカーが専門的につくって量産して、あらゆる自動車メーカーに供給するという体制をとることが一番好ましいものとしてみんなで取り上げてきたのが26品目だったのです。』

「基本計画では何をやれということが品目ごとに明示してありまして、集中生産をするとか、どういう機械を何台入れるとか、その結果として、この品目についてはこれだけのコスト低減を図るとか、投資する機械の金額まで書いてございます。それは自動車メーカー、あるいは自動車部品メーカーからそういう関連の資料を取りまして、それを双方ガッチリとヒヤリングいたしまして、その結果まとめてつくったものがございます。」

〔「たとえば、ランプをつくるのには、こういう機械を入れればこのぐらいまではコストダウンができるということを部品メーカーの側でつくったのですか」という質問に対して一引用者〕「つくらせてきて審査して、こんどは実施計画の中に盛り込んでしまうわけです。ですから、業界がもってきたものが即ではないのです。ヒヤリングをしまして、合理化計画をつくるときにそれを盛り込むわけです。……また、後での結果をフォローしながら、1年たつと次の実施計画を立てるわけですから、そのときにちゃんとそういうふうにはコストが下がったか、自動車メーカーはそのとおり買ったかが明ら

かになるわけです。そういう意味では、機振法が日本では成功したという評価があるとすれば、やはり通産省がまじめに取り組んだからだと思っているのです。」

また、開銀融資の実際について、大河原氏は次のように語っている。

「開銀の金利が6.5%のころでございました。勿論、これだけの資金の合理化計画を行ったわけではございませんで、これに基づく、当時は協調融資と申しまして、市中銀行からのこれの数倍する融資がなされることを期待した融資でありました。

その融資のやり方なども説明してみますと、その当時のことがまざまざと思い出されてくるわけでございますけれども、とにかく企業からこれだけの合理化資金が必要だという計画が通産省に提出されますと、内部留保の1/2はこれに充てなさい。償却費は全額これに充ててください。借入金はできるだけ限度いっぱい借りてください。それで、必要資金からそれを差し引いたものを開発銀行で融資しましょう——こういうような考え方で、通産省が自ら、計算いたしまして、開発銀行に融資を指示し、出させていただくというものです。

現在は、開発銀行さんと通産省の関係は、それほどきついものではないように思いますが、その当時は全部通産省の指示に基づいて、少なくとも自動車部品に関しましてはそのとおりの金額を出してもらい、指定のとおり機械を入れる、そういうふうを実施していたわけでございます。それが31年から35年までの振興法の実態でございます。」

本章第3節でみたように、法律の枠組みは官僚主導で観念論優位、かつやや強引に決定されたきらいがある。しかし、合理化基本計画および合理化実施計画の段階になると、大河原氏の発言から明らかなように、個々の企業および自動車部品産業全体の実態をふまえて柔軟に決定されていたことが分かる。制度能力という視点からすると、当時の通産官僚がこの柔と剛のコンビ

ネーションを使い分ける柔軟さをもっていたことが機振法の成立のプロセスで大きな意味をもっていたと理解できる。

おわりに

機振法にもとづく産業政策は、二重の意味において戦略的であった。第1は、「本来、機械工業は、輸出産業として、また基幹産業としてわが国に於いてその将来性が最も期待される重要な産業である」（機振法案上程理由説明）ので、機械工業を重要産業として育成するという意味における戦略性である。第2は、自動車、重電機、航空機などの完成機械部門そのものを直接に政策の対象とするのではなく、これらに対して部品や生産設備を供給するという機械工業において占める重要性にもかかわらず前者に比べて取り残されがちであった基礎機械、共通部品、輸出機械部品を政策の対象とした意味における戦略性である。これは、「機械工業が本来アッセンブリ工業であるという特性からみると、共通的な部品その他については専門生産方式を徹底して、一般に社会分業の利益を享受し、品質および生産性の向上を期しなければならない」という認識につながっている。しかし、「総合的な完成機械工業を伸長させれば、その系列下にある部品や基礎機械の製造業者はこれに伴い自然に育成される筈であり、積極的にこれらの部門の育成策をとることは企業経営の現実からみて妥当ではないのではないか」という疑問も成り立ちうる。これに対して、政策当局者は、「完成機械メーカーのうち下請の部品部門の企業の育成にまで積極的に進出する余力のある企業は少ない」という認識のもとに、中小機械工業ないし部品下請外注メーカーを「社会政策的な意味ではなく生産体制の積極的な参画者として生産行政の上から積極的に育成する」という判断をしている。

このような判断が行われたのは、「日の当たる」完成機械部門のみならず、「暗い谷間」のように地味な基礎機械部門、共通部品部門の産業実態に対し

でも詳細な実態調査が行われ、これにもとづいて「部品生産の社会的分業が理想的に行われ、良質低廉な部品が生産される場合、例えばミシン工業のごとく当該完成品は往々にして驚異的な国際競争力を示す」という洞察が機振法の立案に関わった通産官僚に共有されていたからにはほかならない。

機振法と通産官僚の制度能力についても、いままでの議論をふまえて整理しておきたい。第1は、情報収集能力である。機振法に関していえば、「暗い谷間」のように地味な基礎機械部門、共通部品部門にも物資担当原課があり、担当官がいるという原局体制が情報収集力の源泉となっていた。また、それぞれの産業ごとに業界団体が組織されていて、物資担当原課はこの業界団体とも密接に連携を取りながら産業実態の把握に努めていた。少数の担当官で多数の業界と企業からの情報を収集できたのは、この物資担当原課とこれに対応する業界団体の関係があったからである。

第2は、政策立案能力である。機振法に関わる重工業局内の要所要所には、予算、税制、金融および法律の仕組みに精通しているキャリア事務官と産業の実態とりわけ技術に精通しているキャリア技官が配置されていた。重工業局の政策立案能力は、彼らの密接な連携によって支えられていた。

第3は、レントシーキングからの遮断である。機振法は官僚が関わって特定の産業あるいは企業に対してフェーバーを与える政策であったにもかかわらず、これにまつわる汚職事件は発生しなかった。その最大の理由は政策の立案および実施に関わった官僚の使命感にあることは間違いないが、それに加えて機振法にもとづく開銀融資の決定の手續きに透明性があったこと、また企業ヒヤリングにあたっては複数の関係課が参加して行われたこともレントシーキングからの遮断に効果があったものと考えられる。

最後に、機振法が東アジアの工業化に対してどのようなインプリケーションをもつのかについて考えてみたい。まず第1に、自動車産業などのアセンブル産業を自国で育成しようとする場合には、まず部品サプライヤーなどの幅広い裾野産業の育成から着手するという政策面の戦略性が必要であることを示している。

第2に、機振法のような sectoral industrial policy が効果をもつためには、必ずしも利害が一致するとは限らない異なる産業間（たとえば、アSEMBル産業と部品サプライヤー産業の間、異なる種類の部品サプライヤー産業間、あるいは製造業部門と金融部門）の利害と状況を的確に把握しつつバランスよく調整する制度能力が必要であることを示している。状況を把握するためには情報収集能力が必要であり、異なる利害の調整に当たってはレントシーキングからの遮断が必要である。

しかし、政府が制度能力をもっただけでは十分ではない。大河原氏は「機振法の基本計画、実施計画を韓国、台湾、インド、それからASEANの国、フィリピン、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポールには差し上げてあるのです。全く同じものをです。また、日本にASEANの国を集めてレクチャーまでしているのです。……韓国の部品産業は機振法から5～6年ぐらいのレベル〔大河原氏のインタビューの行われた1986年において、1960年代初頭における日本のレベル—引用者〕に達しているとは思いませんけれども、もっと官民が努力していたならば、もう少し進んでいたと思います」と述べている。すなわち、機振法のインプリケーションを引き出す際に政府の制度能力だけを考えるのではなく、企業の戦略的対応能力も視野に入れて考えるべきであることを示唆している。

〔付記〕 本章は、1986年から1988年にかけて行われた機振法研究会（主査は尾高煌之助一橋大学教授〈当時〉）の議論に多くを負っている。記して感謝する。

〔注〕 _____

- (1) 政策と民間企業側の対応の相乗作用によって、政策のねらいとしたところが実現したかどうかを政策の評価にあたって重視しようとする尾高 [1996]、橋本 [2001] の立場と共通している。
- (2) 機振法研究会において、機振法関係者のインタビューを行った。森口八郎氏は1988年10月5日、大河原義広氏は1986年9月5日に（財）産業研究所においてインタビューを行った。その記録は、いずれも一橋大学経済研究所で

イスカッション・ペーパーとして刊行されている。本章における森口八郎氏および大河原義広氏の発言の引用は、そこからのものである。政策の立案過程を分析するためには、「誰が、何を考えて、どのような行動をとったか」について、できる限り詳細に跡づけることが必要である。しかし、一般的にはこのような情報が日記などの形で文字化されていることはきわめて稀である。このような場合に、政策の立案過程の関係者に対するオーラルヒストリーの手法を用いることは有効である。また、オーラルヒストリーの手法を採用する場合には、発案のコンテキストが分かるようにすることが必要であり、本章においても、オーラルヒストリーからの引用が長くならざるをえなかった。

- (3) 本章では、「機振法の成立のプロセス」を法律の制定だけではなく、その後の政令による「特定機械」の選定、さらに自動車部品については合理化基本計画における対象部品の選定まで含めている。なぜなら、その全体を通じて政策の戦略性が現れるからである。
- (4) 通商産業省工業局編 [1956] によれば、機械工業が最重点的な産業として育成されるべきとする理由は以下の3点と認識されていた。第1は、国民経済の生産力に対する寄与が大きいことである。すなわち、生産財としての機能は「国民経済の物的基礎をなすもの」と理解されていた。第2は、輸出伸長による外貨獲得への寄与が期待できることである。第3は、資本節約的で、しかも労働集約的な高い雇用吸収率を有していることである。
- (5) 住野 [1953] によれば、機械工業の基礎的生産財部門から金属工作機械製造業など7業種、共通部分品生産部門から動力伝達装置製造業（歯車、チェーン、変速機）、ねじ製造業など8業種、輸出機械工業の部分品生産部門から自動車および建設機械部分品製造業、マシン部分品製造業など5業種が選択されている。住野は、これら20業種を「機械工業において占める重要性にもかかわらず『暗い谷間』のような地味な業界」といつている。この時点で、後に機振法の対象となる業種とほぼ同様の業種がピックアップされている点は興味深い。
- (6) 通商産業省工業局編 [1956] には、「この構想は、……合理化審議会機械部会の慎重審議の結果、その賛同を得て実現が強く期待されたが、これを予算化すべき段階において、現行金融体制との関係等から疑問視せられ遂に実現をみなかったのである」と記述されている。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 大河原義広（述）[1999]『機振法と自動車部品』一橋大学経済研究所ディスカッション・ペーパーB23。
- 尾高煌之助 [1983]「自動車部品工業の発展と停滞—日本と東南アジア諸国の経験をめぐって—」（『経済研究』第34巻第4号）。
- [1996]「機振法と自動車部品—高度成長期直前における産業政策の経済的効果について—」（『経済研究』第47巻第4号）。
- 住野俊一 [1953]「重要機械工業20業種の実態」（『日本機械工業会報』第2巻第11号）。
- 日本開発銀行編 [1963]『特定機械融資とその合理化効果—第一次合理化基本計画達成状況—』機械工業振興協会。
- 通商産業省重工業局編 [1956]『機械工業振興の方途—振興臨時措置法の解説と運用—』通商産業調査会。
- 日本自動車部品工業会 [1969]『自動車部品工業発展小史』。
- 橋本寿朗 [1990]「機械・電子工業の育成」（通商産業省編『通商産業政策史第6巻』通商産業調査会）。
- [2001]『戦後日本経済の成長構造』有斐閣。
- 平山健・森口八郎・黒田彰一（述）[1997]『機振法と私—戦後産業政策史の一幕を語る—』一橋大学経済研究所ディスカッション・ペーパーB21。
- 松島茂 [1996]「産業政策と産業合理化運動」（『ビジネス・レビュー』第44巻第1号）。
- [2002a]「旧豊川工廠の機械払い下げと機械工業振興臨時措置法—永田鉄工(株)の発展に及ぼした効果—」（『グノーシス』第11巻）。
- [2002b]「『幻の産業政策』—橋本・日本経済論と私の研究—」（『経営志林』第39巻第2号）。
- 三輪芳朗 [1998]『政府の能力』有斐閣。
- , ラムザイヤー, J. マーク [2002]『産業政策論の誤解—高度成長の真実—』東洋経済新報社。
- 米倉誠一郎 [1993]「政府と企業のダイナミクス—産業政策のソフトな側面—」（一橋大学研究年報『商学研究』第33号）。
- 『日本開発銀行史』2002年。
- 『中小企業金融公庫50年史』2003年。
- 『機械工業振興臨時措置法が及ぼした経済的・社会的影響に関する調査研究』現代

研究会報告書61-3, 産業研究所, 1987年。

『機械工業振興臨時措置法が及ぼした経済的・社会的影響に関する調査研究』現代研究会報告書62-2, 産業研究所, 1988年。

『機械工業振興臨時措置法が及ぼした経済的・社会的影響に関する調査研究』現代研究会報告書63-4, 産業研究所, 1989年。

〈英語文献〉

Konosuke, Odaka and Minoru Sawai eds. [1999] “Small Firms, Large Concern: The Development of Small Business in Comparative Perspective,” Oxford University Press on Demand.

Stiglitz, Joseph E. and Shahid Yusuf eds. [2001] *Rethinking the East Asian Miracle*, New York: Oxford University Press.

Wade, Robert [1990] *Governing the Market*, Princeton: Princeton University Press.

